

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）の認定事務取扱要領

### 1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により経済産業大臣の指定を受けた業種（以下、「指定業種」（※1）という。）に属する事業を行う新潟市内の中小企業者（法人の場合は「本店登記が新潟市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が新潟市内にあること」が必要です。）で最近3か月間（※2）の売上高又は販売数量（※3）（建設業の場合は、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。）が、前年同期の売上高等に関して10%以上減少していること。ただし、平成23年4月1日以降認定申請を行う場合は、「最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。」とする。

※1 「指定業種」は、経済産業省告示「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定業種指定について」によるものとし、業種は通常時は細分類での認定となります。

業種の定義については「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」をご参考ください。

※2 「最近3か月間」は、申請日から6か月以内（申請月を除く）の連続する3か月間とします。

ただし、この措置は直近月の売上高等が未集計の場合に適用されることにご留意ください。

※3 販売数量は、単価が同一である単一製品を取り扱う中小企業者のみが利用できます。

### 2 認定申請手続きについて

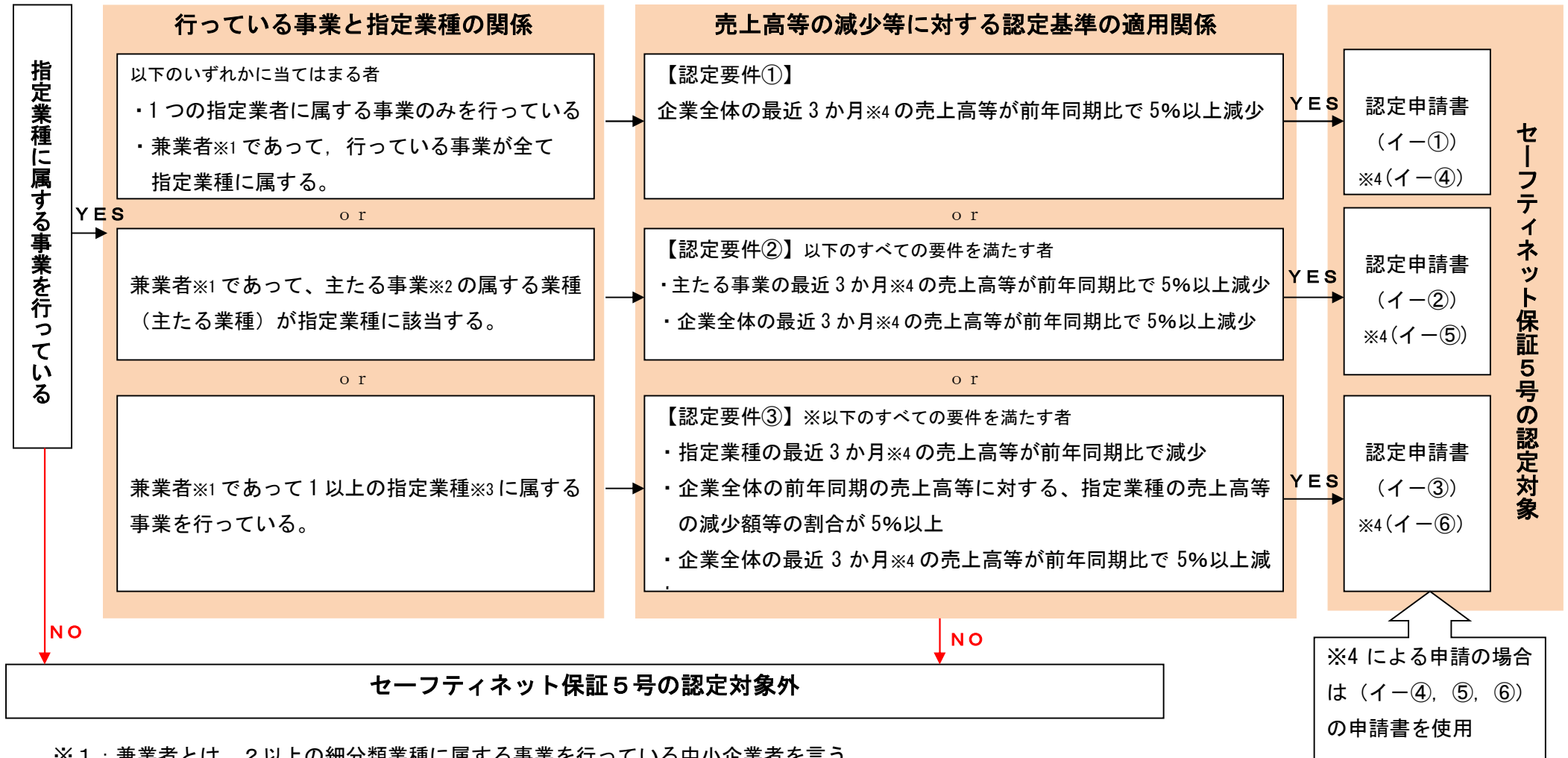
(1)別表にて、認定要件①～③のうちどの認定要件に基づいて申請を行うかをご確認ください。認定要件により認定申請書の様式が異なります。

(2)中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書に必要事項をご記入・押印（押印なしの場合は自署）のうえ、下記の必要資料を添付して申請してください。押印については、法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印となります。

添付書類への写し可否	<ul style="list-style-type: none"><li>・最近3カ月間及び前年同期の売上高等が確認できる試算表等</li><li>・業種（細分類）ごとに、最近1年間の売上高等を確認できる試算表等 ※試算表の提出が困難な場合は、売上台帳・請求書・通帳等の写しでも可</li><li>・指定業種の確認ができる書類 ※イ-①は営んでいる業種が全て指定業種に属することが確認できる書類 ※イ-②は「主たる事業」を営んでいることが確認できる書類 ※イ-③は記載された指定業種が営んでいることが確認できる書類 例：・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書・法人事業概況説明書 ・決算報告書・確定申告書・企業の概要・会社案内・許認可書（営業許可証） ・会社パンフレット・ホームページ・請求書・名刺・製品の写真・工事履歴 ・請負契約書・取引履歴・メニュー など</li></ul>
------------	---

(3) 認定書は、有効期間内（30日間）に新潟県信用保証協会に提出してください。

# 【別表】セーフティネット保証5号（イ）認定要件確認表



※1：兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者を言う。

業種の定義については「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」による。

※2：主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業を言う。

※3：主たる業種かどうかは問わない

※4：新型コロナウイルス感染症の影響による場合は「直近1カ月の実績とその後2か月の見込を含む3か月」でも可能

注) 事業と指定業種の関係について、複数の関係に当てはまる場合、どの関係に基づいて認定申請を行うかは、申請者が選択可能